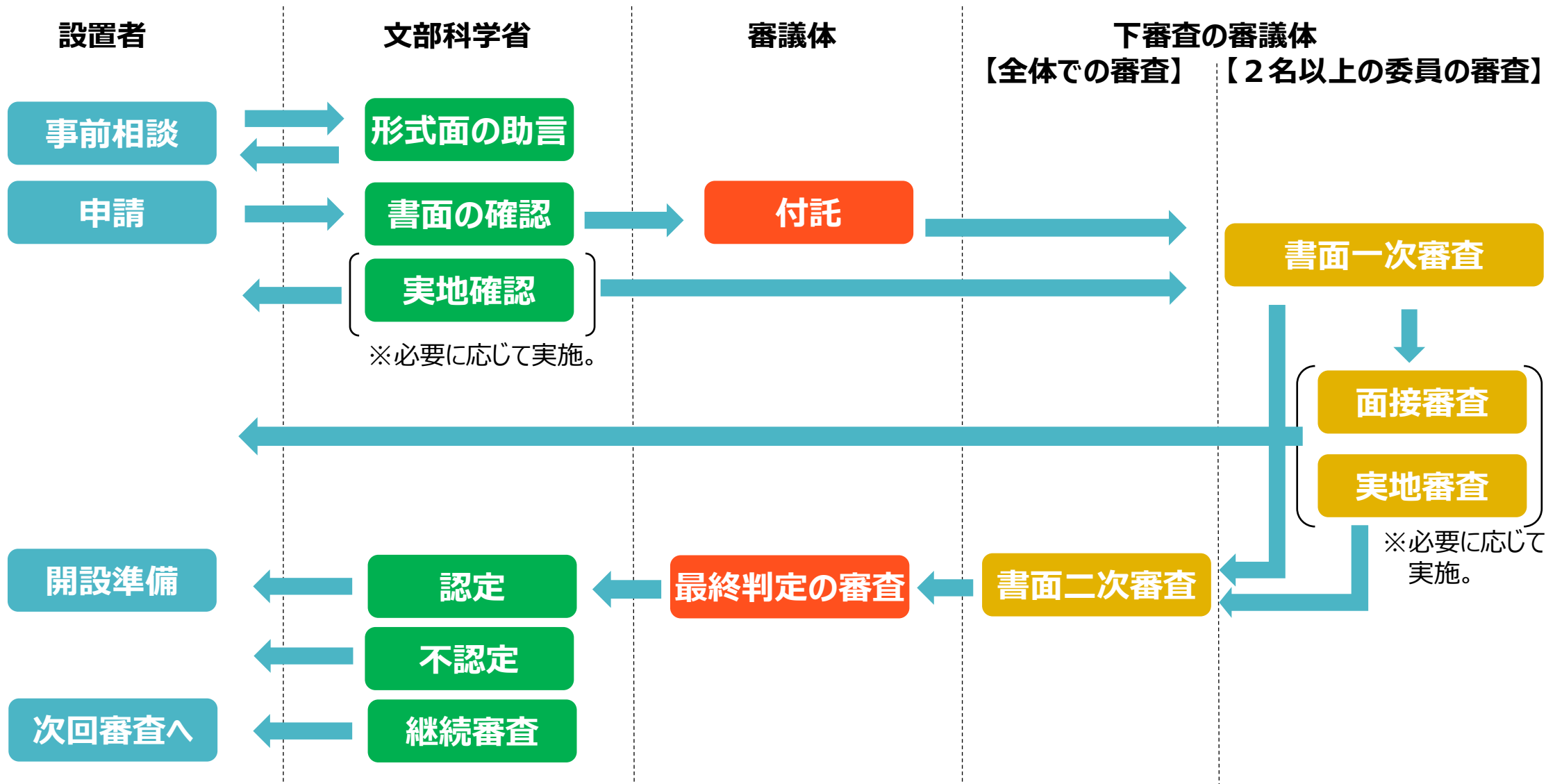


日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図（案）



※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。

※年2回の審査を想定しており、不認定の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。

※収容定員数の増加、日本語教育課程の新設・変更に係る変更の届出に当たっては、上記に準じた審査を行い、法令への適合性を判断する。

※認定は日本語教育機関を設置する法人又は個人に対して行うものであり、事業譲渡や継承等に伴い設置者が変更となった場合、新しい設置者が申請を行い認定を受ける必要がある。